

ミカワサンショウウオなど3種

県が希少種に指定

県は、世界で東三河「極めて少なく絶滅の可
地方にだけ生息するサ」性能が高い。

「ミカワサンショウウオ」など三種を、県自然環境保全条例に基づき「指定希少野生動物種」に指定した。マニアらの乱獲から守る狙いで、刑罰規定もある。

県自然環境課によると、ミカワサンショウオは体長九センチ前後で、止水域で産卵する。一九九〇年代に確認され、昨年新種に認定されたが、個体数が

県は、東三河の岩壁に生育する多年生草本

「ウラジロギボウシ」と、尾張地方の丘陵地に生えるツツジ科の一

種「イワナシ」の二種の植物とともに保護のあり方を検討。県環境審議会の答申を受け、六日に三種とも指定した。条例に違反すると、一年以下の懲役または百万円以下の罰金が科せられる。

県の指定希少野生動物種はこれで十八種になった。動物ではこれまでコノハズクやアカウミガメ、植物ではキンセイランやヤチヤナギなどが指定されている。(谷悠巳)